

著作物を参考に 発展した作品を作る

対象教科: 特定教科 (国語 (小説), 音楽 (作曲), 美術 (絵画), 工芸, 体育 (ダンス) など)

「著作権教育」としての学習内容

自分の著作権と他人の著作権を意識する

「著作権教育」の学習のねらい

創作作品の質を向上させていくには、他人の著作物を参考にして発展させていくことの大切さを知る。

- 著作物の特徴を分析して、作者がどんな気持ちで作品を作ったかを知り、その意義を意識させる。
- オリジナル作品を元にして、発展させた作品を作ることも意識させる。

生徒の活動

- 小説を書く場合、元の作品の続編や外伝などを書く。
- キャラクターや場面設定を利用してオリジナルストーリーを書く。
- 音楽の場合、歌詞を変えてみたり、曲をアレンジしてみたりする。
- 絵画を描く場合、元にある絵の外側の見えない部分を想像して継ぎ足したり、色合いを変更したりして描いてみる。

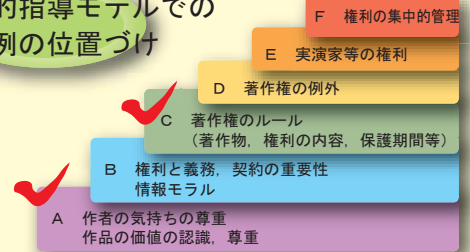
「著作権教育」の指導のポイント

- 著名な作者の後継者や、尊敬していた人物が続編等を作成している事実を知らせる。
- 元の作者やその権利を持つものたちがいることを意識させる。
- 元の作者や関係者、読者（鑑賞者）の気持ちを納得させる作品を生み出す意義を考えさせる。

これだけは！ 押さえない指導内容

- 学校でお手本を元に学習することの意義、著作権の及ぶ範囲、例外規定について指導する。
- 著作者の死後50年経過という期限が決められている理由を理解させる。保護期間は死後50年であるが、映画著作物については、公表後70年となっている。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

著作物を参考に発展した作品を作る場合、次のようなポイントを話し合う。

- 例示した作品の続きを作ってみる。
- 作者だったらこう考えるとか、作者だったらこうするはずだとか、を意識して作品を作る。
- オリジナルの作品や作者にはファンがいる。ファンに違和感を抱かせないように続編を考えてみる。
- 学校は『学ぶ場』であるので、作品の模倣を通して知識や技術を学ぶことは、大切なことである。
 - ➔ 上達のための模倣作品は、外部に発表することは、ひかえなければならない。ただし、著作権が切れている作品を元にするならば、元の著作者と作品名を記載した模倣作品であることがわかるようにすることは必要である。
- 著作権に期限がある理由を知る。
 - ➔ 保護期間は、著作物を一定期間保護することで、文化的財産である著作物を広く社会に利用できるようにし、文化の発展に寄与するために設けられていることを知る。



この事例の実践に参考となる教材・資料

社団法人著作権情報センター「はじめての著作権講座」
(著作物が自由に使える場合は?)

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>